平成２２年（フ）第６７１号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目19番地３号
債務者　池田智亜紀
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１７号
大阪府池田市鉢塚２丁目２番１号
債務者　佐々木喜美子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４８号
大阪府東大阪市角田２丁目９番９号
債務者　阪根　惠子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１０３号
大阪市東成区玉津２丁目１番２号　ウーロ玉造501号
債務者　杉田　麻美
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１１５号
大阪市東淀川区井高野２丁目５番１―504号
債務者　東　　信良
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１１９号
大阪市旭区新森７丁目１番22号　新森レジデンス503号
債務者　谷本　達也
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１３５号
大阪市東住吉区今川４丁目26番24号
債務者　北村トシ子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１９８号
大阪市東淀川区井高野１―４―１　井高野１号館406
債務者　本所　　勇
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２９０号
大阪府寝屋川市池田１丁目11番８号
債務者　小寺　治雄
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３３７号
大阪市港区南市岡２丁目１番23号　サンライズ三原305号
債務者　吉田　久範
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３５４号
大阪府東大阪市南上小阪12―38　ラポール友愛１号館205、住民票上の住所大阪府東大阪市横沼町２丁目５番４号大文字マンション202号
債務者　西田　和也
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３５８号
大阪府茨木市真砂３丁目14番８号
債務者　増原　文子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２号
香川県善通寺市善通寺町906番地９
債務者　大西　　満
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第２３号
香川県善通寺市善通寺町906番地９
債務者　大西　博美
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１４号
福岡県大牟田市大字白銀777番地２　白銀市営住宅７棟12号
債務者　加門　甲一
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１６号
福岡県大牟田市山上町４番地１　コアマンション山上倶楽部606号
債務者　福本さと子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第２３号
福岡県大牟田市大字吉野489番地５
債務者　吉田　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第５９号
沖縄県那覇市字天久798番地10　末吉アパート302
債務者　岡田真由美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部